各都道府県・指定都市住宅担当課 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令における公営住宅の家賃等の徴収等に関する事務等の追加について(情報提供)

令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、「住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加」を提案いただいていたところ(別添1)、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、「公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であって、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。」とされました。

この閣議決定を受け、総務省において「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令」(令和4年総務省令第26号。以下「改正省令」という。)が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されました(別添2)。

改正省令の施行により、公営住宅の管理に関する事務のうち、公営住宅を退去した 者等に対して家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う場合等に、新 たに住民基本台帳ネットワークシステムを活用できるようになりました。住宅地区改 良法(昭和35年法律第84号)第29条第1項の改良住宅の管理等に関する事務及び特 定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項の 賃貸住宅の管理に関する事務についても同様です(ただし、特定公共賃貸住宅につい て金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う場合を除く。)。

都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対してもこの旨周 知願います。

- (別添1) 令和3年の地方分権改革に関する提案「住民基本台帳法別表に関する省令への公営 住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加」についての最終的な調整結果
- (別添2)【官報】「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令」(令和4年総務省令第26号)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号 11 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 11_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。

具体的な支障事例

地方自治法第 240 条第2項において「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と規定されている。 公営住宅の家賃については、地方自治法第 240 条で規定するところの「債権」であり、未納が発生した場合は 同条第2項及び地方自治法施行令第 171 条及び第 171 条の2の規定により必要な措置をとる必要がある。 債務者が納入に応じない場合は、訴訟手続きにより履行を請求することとされているが、訴訟を提起する際は 債務者の氏名や現住所などを把握する必要がある。

また、地方自治法施行令第 171 条の5による徴収停止を行う場合や、回収が困難な債権について地方自治法第 96 条第1項第 10 号の規定により権利の放棄を行う場合も債務者の氏名や現住所を確認する必要がある。 (徴収停止の場合は、現住所を確認し、不動産等の財産の所有状況の確認を行う必要がある。権利の放棄の場合は、議決を経るための議案に債務者の氏名・住所を記載する必要がある。)

現在、訴訟、徴収停止、権利の放棄を行う場合は、県で把握している住所を頼りに1件ずつ住民票の公用請求を行って対応しているが、債務者がすでに引越しをしている場合などで債務者の現住所の把握がスムーズに行えない実態がある(把握している住所から住所変更をしている場合、変更先の市町村へ再度公用請求を行う必要があり、非常に手間がかかる)。

なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することにより都道府県知事保存本人確認情報を利用することは可能であるが、債務者が県外に移住してしまった場合は、改めて移住先の市町村へ対し公用請求を行う必要が生じるため、全国照会を容易に行うため省令に規定することが必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

求める措置の実現が図られた場合、公用請求を行わずとも、住民基本台帳ネットワークを介した現住所の確認が可能となる。

この改正により債権管理に係る事務負担の軽減が図れるとともに、ペーパーレス、公用請求のための通信費等の削減等、事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11及び30条の15

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第56項及び第5条 第56項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、京都府、兵庫県、防府市、山陽小野田市、熊本市、大分県、沖縄県

- 〇当市においても、公営住宅退去者の所在調査については相当期間を有するケースが多い。滞納整理事務負担の軽減のため、省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加が必要である。
- 〇当県において県営住宅の家賃滞納者等に係る明渡し請求訴訟の提起や債権を放棄するに当たっては、債務者の氏名や現住所(債権放棄の場合は行方不明であること)を確認する必要があるが、県営住宅の名義人(又は元名義人)が既に住民票を県外に異動させている場合があり、その場合は、住民基本台帳ネットワークシステムによる調査をすることができない。この場合は県外の該当市町村長あてその都度住民票を公用請求しなければならず、時間と経費、手間がかかるだけでなく、当該市町村職員の事務の負担増となっていると考えられる。
- 〇公営住宅の家賃等の未納について、訴訟を提起する際、入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは 住所の変更の事実を把握する上での照会が容易になる。
- 〇当県において、県営住宅等を退去した家賃滞納者については、滞納指導を行う管理代行者・指定管理者の求めにより県が住民票の公用請求を行っている。令和元年以前に作成された住民票の保管期限は5年とされており、期限切れにより請求できないケースがある。その場合は、実質的に住所調査の手立てがなく、それ以上納付指導を行うことが困難である。求める措置の実現が図られた場合、事務負担の軽減だけでなく、債権回収の実効性の向上が期待できる。
- ○住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住基ネットによる照会は効果的であると考える。

各府省からの第1次回答

公営住宅法に基づく公営住宅の家賃等の徴収事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについては、その対象となる事務の範囲を含め、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

制度改正に向けて、スピード感を持った前向きな対応をいただきたい。 併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加 共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることか ら、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。

各府省からの第2次回答

公営住宅法に基づく公営住宅の家賃等の徴収事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(14)住民基本台帳法(昭 42 法 81)

(ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭 26 法 193)15 条)のうち、事業主体(同法2条1項 16 号)である地方公共団体が同法 48 条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であって、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。

(関係府省:総務省)

木曜日

令和 4 年 3 月 31 日

○総務省令第二十六号

を改正する省令を次のように定める。 の施行に伴い、並びに住民基本台帳法 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号) (昭和四十二年法律第八十一号)別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部

総務大臣

金子 恭之

令和四年三月三十一日

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍

第一条 109 105 101 88 5 100 [2 86 略] 106 $1\overline{02}$ [一~七 略 削る 二 ~ 四 二 ~ 十 [一~五 略] 法別表第一の六十三の項の総務省令で定める事務は、 [削る] 法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 法別表第一の七十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 法別表第一の七十一 (法別表第一の総務省令で定める事務) 災就労保育援護費の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若 補償保険法施行規則第三十三条第一項の労災就学援護費若しくは同令第三十四条第一項の労 くは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 災就学援護費又は同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給の要件に係る申出若し 108 特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金又は労働者災害 104 しくは住所の変更の事実の確認 労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和四十九年労働省令第三十号)第七条の障害 略 略 略 略 の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 正 次のとおりとする 後 109 105 101 第一条 五 独立行政法人 2~86 同上 106 108 同上 88 102 104 同 上 七 六 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第三十三条第一項の労 [一~十 同上] 二~七 同上 二~五 同上 (法別表第一の総務省令で定める事務) の規定による資金の貸付けのための第四号の規定により確認した情報の提供 法別表第一の七十 しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 災就学等援護費又は同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給の要件に係る申出若 若しくは住所の変更の事実の確認 労災就労保育援護費の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名 同上 前号の規定により確認した情報の提供 補償保険法施行規則第三十三条第一項の労災就学等援護費若しくは同令第三十四条第一項の 特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金又は労働者災害 同上 同上 労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和四十九年労働省令第三十号)第七条の障害 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号 同上 同上 一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 正 前

111 110 137 113 114 138 $\overline{112}$ [削る] 削る [削る] 二~十四 二 五 五 二~八 166 法別表第一の八十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする 法別表第一の七十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 成十三年改正前農業者年金基金法等」という。)による給付の裁定又は支給の請求をすると見 律 業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)又は農業者年金基金法の一部を改正する法 法別表第一の七十七の項の総務省令で定める事務は、 事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 一·二 略]) 136 法別表第一の七十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)による改正前の農 独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又 平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の支給を受ける権利を有する者の生存の 独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定又は支給の請求をすると見込まれる者の 略 (平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(以下この項において「平 略 略 略 略 略 略 次のとおりとする。 110 137 113 111 112 138 九 五 四||三| 114 136 同 上 十五 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのため 二~五 同上 [新設] [新設] 二・二 同上 [新設] [一~十四 同上] その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 の第十一号の規定により確認した情報の提供 第四号の規定により確認した情報の提供 第六号の規定により確認した情報の提供 166 る法律 十三年改正前農業者年金基金法等」という。)による給付の裁定若しくは支給の請求の受理 業者年金基金法 同上 同上 同 上 同上 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための 同上 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)による改正前の農 ~八 同上] 同上 同上 同上 同上 (平成二年法律第) (昭和四十五年法律第七十八号) 若しくは農業者年金基金法の一部を改正す 十一号 による改正前の農業者年金基金法 (次号において「平成

木曜日

令和 4 年 3 月 3 1 日

167 第二条 35 5 52 2 18 略 20 33 略 168 \$ 183 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若 法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 [一~十二 略] 法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 (法別表第二の総務省令で定める事務) る事実についての審査又はその届出に対する応答 法別表第一の百七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 る改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係 第四条第三十三項第三号及び第五条第三十項第八号において「昭和六十年改正法」という。) の事実の確認 償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 所の変更の事実の確認 附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定によ 存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第 更の事実の確認 三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の牛 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次条第三十一項第八号 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 · 二 略] 略 略 略 略 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更 略 [略] 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠 略 略 略 略 略 略 五||四||三|| _ _ _ _ 新 167 第二条 35 5 52 [2 18 同上] 20 33 同上 168 5 183 三 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。第三条第三十項第八号、 十||九| 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性 新設 新設 [一・二 同上] [新設] [一~十二 同上] (法別表第二の総務省令で定める事務) 新設 □・二 同上 第四条第三十三項第三号及び第五条第二十九項第八号において「昭和六十年改正法」という。) 名若しくは住所の変更の事実の確認 る改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係 附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定によ 同上 保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏 特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の 同上 る事実についての審査又はその届出に対する応答 同上 同上] 同上 同上]

53 十六 [略] の事実の確認 二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減 | 法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 _十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認、_ 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第 | 号及び第五条第六十項第七号において「平成八年改正法」という。)による改正前の公営住宅部を改正する法律(平成八年法律第五十五号。次条第六十項第七号、第四条第五十三項第七 法別表第二の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 条の二第三項において準用する場合を含む、)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、 の事実の確認 ら第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更 免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 所の変更の事実の確認 更の事実の確認 よる金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例に 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する公営 略 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号か (以下この項において「旧公営住宅法」という。)第十二条第二項(旧公営住宅法第二十一 略 略略 略 略 略 略 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠 略 略 略 53 五||四||三|| 新記 + 六||五| 十||九|| 四| [新設] 新設 [新設] 新設 新設 [新設] [新設] [新設] [一・二 同上] _その申請に対する応答 部を改正する法律(平成八年法律第五十五号。第三条第五十九項第四号、第四条第五十三項 住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、 営住宅法(以下この項において「旧公営住宅法」という。)第十二条第二項(旧公営住宅法第 第四号及び第五条第五十九項第四号において「平成八年改正法」という。)による改正前の公 受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二十一条の二第三項において準用する場合を含む、)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の 同上 同上 任宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する公営 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一 同上 同上 [同上] 同上 [同上] 同上 同同上上 同上 同上 同上 同上

官 令和4年3月31日 木曜日 59 ||23|| 存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 || 存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 || 存の事実の任常者若しくは障害児の属する世帯 55 十六 [略] の事実の確認 56 十三 「略」 一億の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若 [一~十二 略] (法別表第三の総務省令で定める事務 法別表第三の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする 法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 58 法別表第二の八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 所の変更の事実の確認 更の事実の確認 三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生 しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第 の事実の確認 対する応答 職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住 職業転換給付金の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変 · 二 略 家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 略 略 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠 略 略 58 | 22 | 名若しくは住所の変更の事実の確認 | 名若しくは住所の変更の事実の確認 | 同上] 21 | 20 | 55 第三条 2 5 19 56~58 同上] 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性 新設 [新設] [一~十二 同上] 新設 [新設] [一・二 同上] (法別表第三の総務省令で定める事務) 保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の の申請に対する応答 同上 特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の 特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ[同上] 同上 同上 同上 [同上] 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上

52 62 || 67 || 60 2 17 略 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若 一 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする [一·二 略] 法別表第四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 [一~十二 略] (法別表第四の総務省令で定める事務) 法別表第三の二十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 法別表第三の二十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ら第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更 更の事実の確認 十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生 しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第 よる金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 の事実の確認 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例に 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号か 略 略 略 略 略 61 || 66 || 確認 第四条 59 2 17 同上 19 51 同上 六||五|| 四 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性 [一~十二 同上] [新設] 新設 (法別表第四の総務省令で定める事務) [新設] [新設] □・二 同上 保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏 特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の 同上 の申請に対する応答 同上 名若しくは住所の変更の事実の確認 特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の 特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ 同上 同上 同上 同上 [同上] [同上] [同上] 同上 同上 同上

	1*	10.	1 1		5 月	_	•		× 1 ***	隹口				•			拟						(万	/1.	/13		_	J /				00
55 57 略	三 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認二 家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認		一 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 5 決別表第四の七の三の項の総務省令で定める事務に「次のとよりとする	上川ラ等国の1010111111111111111111111111111111111		<u>+</u>	八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第		よ	六、主宅地区攻良去第二十九条第一頁こおハて华用する公営主宅去第四十八条こ基づく条列こ - の事実の確認	ら第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更ら第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更	五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号か	四 [略]	三 [略]		収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認	一 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴	53 法別表第四の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	十六 [略]	の事実の確認		十四 [略]	十三 [略]	は	十二 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠	十一 [略]	十 [略]	九 [略]	所の変更の事実の確認	<i>[</i>]	一	
55~57 同上]	特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の		──一 特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ 5~ [同上]	; a	六 「同上」 一		[新設]	四 [同上]		「好役」		「新設」	三 同上	二一同上			[新設]	53 [同上]	十一 [同上]		新业	十[同上]	九[同上]		[新設]	八[同上]		六 [同上]		新鉛		新

59||22|| | 法 58|| 第五条 [2 18 略] 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若 法別表第五第二十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 [一~十二 略] | 法別表第五第二十八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 (法別表第五の総務省令で定める事務) の事実の確認 償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 更の事実の確認 存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする の事実の確認 収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 所の変更の事実の確認 しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第 三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生 対する応答 一•二 略] 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴 職業転換給付金の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更 職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠 略 略 略 略 略 略 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更 略 略 58||21|| | | 57|| 20||19|| 第五条 新設 2 5 18 二||一| 十||九| 八||七||六| 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性 [新設] 新設 [新設] [新設] [一~十二 同上] 二・二 同上 (法別表第五の総務省令で定める事務) 名若しくは住所の変更の事実の確認 保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏 特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の 同上 同上 同 上 同上 同上 同上 同上 同上 同日上 同上 同上 [同上] 同上 同上 同上 同上

備考

表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

四	三『同上』
五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号か	[新設]
ら第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更	
の事実の確認	
六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例に	[新設]
よる金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認	
七 [略]	四 同上
八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第	[新設]
十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認	
九	五
十 [略]	六 [同上]
61 法別表第五第二十八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	60] 同上
一 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ
	の申請に対する応答
二 家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認	[新設]
三 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	二 特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の
62 67	61 66 同上]

官

この省令は、令和四年四月一日から施行する。 附 則